

横浜市こころの健康相談センター所報

第 20 号
(令和 3 年度)

横浜市こころの健康相談センター

(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第20号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として21年目の活動に入りました。ここに、令和3年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第20号として皆様のお手元にお届けいたします。当センターの活動にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和3年度はコロナ禍においても、各事業とも精神保健福祉に関わる普及啓発や支援者のスキルアップがとどまることのないよう、感染対策に配慮しつつ実施してまいりました。ハイブリッドやオンラインでの研修や講演会、会議の実施など新たな手法も定着しつつあることを実感した1年でもあります。

こころの健康づくり推進事業では、センター主催の研修を集合研修とオンライン研修を並行して開催しました。また、災害時こころのケア（PFA）研修では、期間限定でYouTubeによるオンライン研修を実施し、160名の参加がありました。

自殺対策事業では、様々な社会課題解決に向けた啓発活動を絵本の形で展開している市内企業と公民連携事業を通じて、自殺対策啓発冊子「TALKの原則～生きるのがつらそうな友だちのために、あなたにできること。」を作成しました。この冊子を、各区役所での啓発のほか、希望があった市立高校に対し、生徒や教職員の皆さまに配布したほか、自殺対策学校出前講座でも活用しました。また、自死遺族の集い「そよ風」や自死遺族ホットラインの活動に加えて、自殺対策強化月間では、交通広告や自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、市広報番組やラジオによるゲートキーパーの周知を行いました。

依存症対策事業では、総合的な依存症対策の推進に向け「横浜市依存症対策地域支援計画」を10月に策定しました。今後は、基本理念の「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」に沿って、取組を進めてまいります。

令和2年度から開催している依存症関連機関連携会議では、身近な支援者等が活用可能なガイドラインの作成に向けて、関係機関に調査等を実施しました。このほか、依存症リカバリースタッフ研修や依存症対応研修、依存症の家族セミナーや講演会を開催しました。また、依存症の普及啓発を目的に、インターネット広告やTwitter・LINE等を活用し、依存症に関する情報配信を行いました。

引き続き、377万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、職員が一丸となり業務に取り組んでまいります。センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症流行の終息を切に願い、巻頭言とさせていただきます。

令和4年7月吉日

横浜市健康福祉局 担当理事
こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 20 号の発行に際して

ページ

第 1	横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1	沿革	
2	所在地	
3	組織	
4	令和 3 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2	事業概要	9
1	技術援助	10
(1)	区福祉保健センターへの技術援助	
(2)	その他の機関への技術援助	
2	精神保健福祉相談	12
(1)	電話相談等	
(2)	面接相談	
3	人材育成	15
(1)	センター主催研修	
(2)	他機関主催研修への講師派遣	
(3)	実習生等受け入れ	
4	普及啓発	20
(1)	広報印刷物の発行・配布	
(2)	市民を対象とした講演会	
(3)	その他	
5	調査研究・学会発表	22
(1)	学会発表等	
(2)	執筆	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	23
(1)	精神医療審査会の開催	
(2)	審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	24
(1)	意見聴取の実施	
(2)	自立支援医療（精神通院医療）の認定	
(3)	精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	自殺対策事業	25
(1)	会議等	
(2)	普及啓発	
(3)	未遂者再発防止事業	
(4)	インターネットを活用した相談事業	
(5)	遺族支援関係	
(6)	人材育成関係	
(7)	統計関係	
(8)	その他	
9	依存症対策事業	29
(1)	依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）	
(2)	依存症回復プログラムの実施	
(3)	人材育成	
(4)	普及啓発	
(5)	横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催	
(6)	横浜市依存症関連機関連携会議の開催	
(7)	団体支援	
(8)	関連機関主催会議等への参加	
10	措置入院者退院後支援事業	35
(1)	事業の概要	
(2)	経過	
(3)	計画の内容	
(4)	実績	
11	こころの健康づくり推進事業	37
(1)	こころの電話相談連絡会	
(2)	災害時こころのケアに関する事業	

12 その他 38

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

資料編 39

1 横浜市こころの健康相談センター条例 40

2 横浜市こころの健康相談センター規則 41

3 精神保健福祉センター運営要領 45

4 調査・研究

 【第 117 回日本精神神経学会学術総会】 48

 ・ コロナ禍における横浜市の自殺対策

 ・ 浜松市におけるグリーンサポートの取り組み

 【2021 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】 50

 ・ ウェブ形式による SAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修
 の効果～対面式研修との比較から～

 【第 56 回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】 54

 ・ 薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究
 （Voice Bridges Project）への横浜市の協力について～薬物依存症者が健康で安
 心して地域で生活できるように～

 ・ 精神保健福祉業務で活用できる医療的視点～精神科救急の現場で遭遇する事例を
 もとに～

 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条通報における対象者の現状に
 ついて～思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える～

 【第 173 回神奈川県精神医学会】 58

 ・ 横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿 革
- 2 所在地
- 3 組 織
- 4 令和3年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる
	4 月		機構改革 (健康福祉局障害福祉保健部に名称変更) 救急医療係が、こころの健康相談センターから精神保健福祉課に再編される。

2 所在地 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

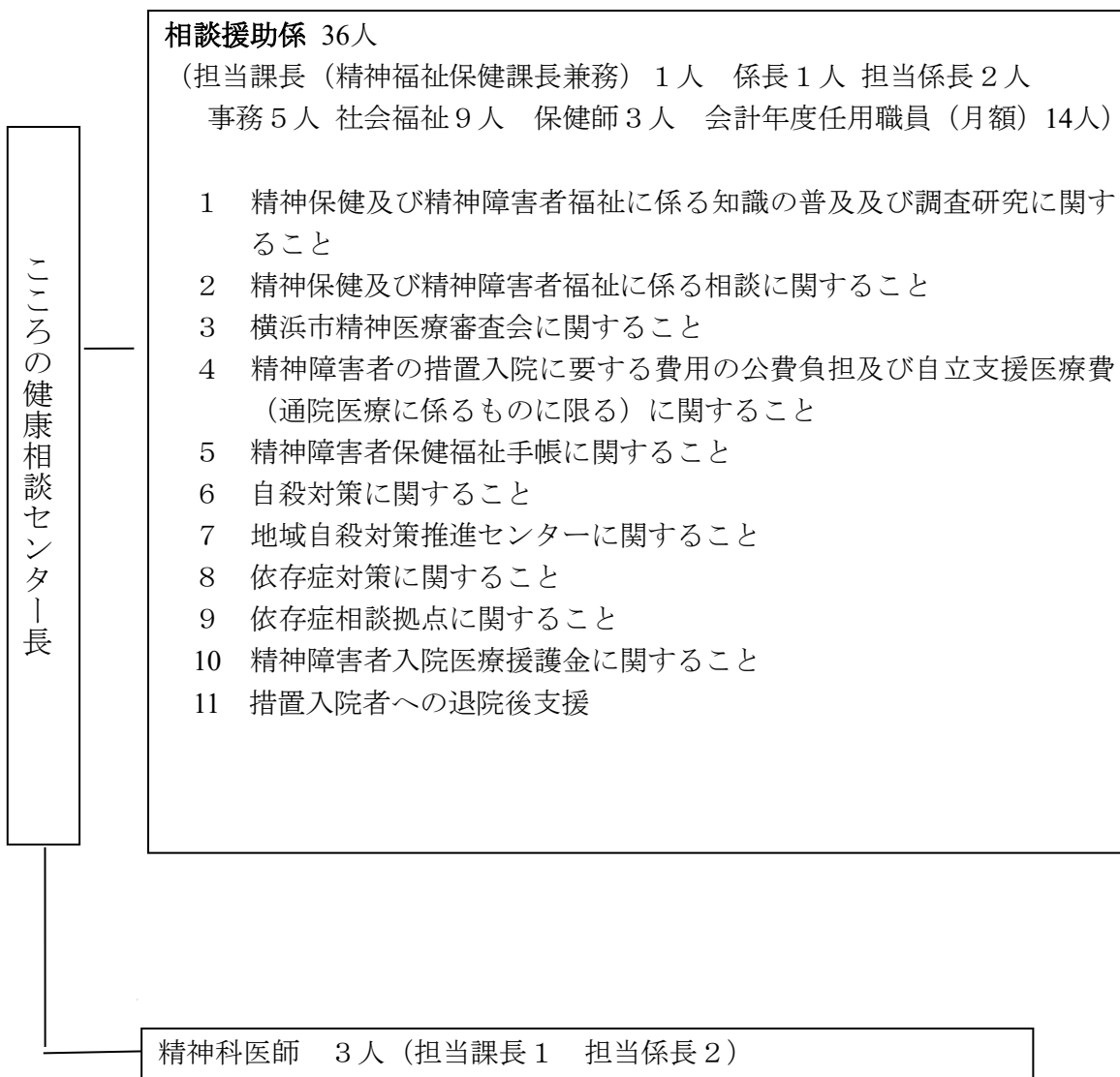
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～	現在地

3 組 織 (令和4年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉保健部 こころの健康相談センター



4 令和3年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第57号）に基づき、次の業務を実施しています。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行います。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら面接や電話相談等を行います。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しています。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しています。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物等での情報発信を行っています。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行っています。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神保健福祉法第38条の4の規定に基づく入院患者等からの退院及び処遇の改善請求の受付、調査を実施しています。また、市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院及び処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しています。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第53条第1項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行っています。

(8) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、平成14年度より、精神保健福祉施策の一環として、自殺対策事業を実施してきました。国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度には横浜市自殺対策計画を策定しました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーンのほか、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援、自殺未遂者への支援などを行っています。

(9) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しています。依存症者への再発予防プログラムとして『横浜版依存症回復プログラム「WAI-Y」』を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施しています。令和元年度からは依存症相談拠点となり、地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めています。

(10) 措置入院者退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成29年4月に本市ガイドラインを策定し、同年5月から事業を開始しています。

平成30年4月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続しています。

(11) こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関心を持ち、精神的に不健康な状態や精神疾患に対して早期に対処し、こころの健康が保持増進できるよう、市ホームページやリーフレット配布、講演会等を通して情報発信を行っています。また、こころの健康に関する電話相談を行っています。

(12) その他

・精神障害者入院医療援護金の助成

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「任意入院」又は「医療保護入院」している精神障害者に対して、横浜市精神障害者入院医療援護金助成制度に基づく医療費の扶助を行っています。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 自殺対策事業
- 9 依存症対策事業
- 10 措置入院者退院後支援事業
- 11 こころの健康づくり推進事業
- 12 その他

1 技術援助

(1) 区福祉保健センターへの技術援助

区福祉保健センターからの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や支援方針の確認、事例検討を行いました。

ア 電話や面談等を通しての技術援助

【実績】表 1-1、1-2 参照

イ 区福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会（金沢区、港北区、緑区※） ※書面開催
- ・北部ブロック会議
- ・西部ブロック会議
- ・中央ブロック会議
- ・栄区セーフコミュニティにおける自殺予防対策分科会（書面開催）

ウ こころの健康相談センター主催会議の開催

自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

【実績】表 1-3 参照

(2) その他の機関への技術援助

地域支援機関等からの個別ケースの電話相談等に対し、助言や援助方針の確認を行いました。また、横浜市障害者相談支援事業実施要項に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-4、1-5 参照

表1-1 区福祉保健センターへの技術援助 (件)

	方 法						計
	電話 (Eメール含む)			来所・出張 (訪問)			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	39	12	8	1	1	0	61

表1-2 区福祉保健センターへの技術援助における相談内容 (件)

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	1	3	22	2	4	0	1	0	28	61

表1-3 会議を通じた技術援助

こころの健康相談センター主催

会議名	回数
電話相談連絡会	1
自殺対策担当者連絡会	2
自殺対策庁内連絡会 (書面開催)	1
自殺対策ネットワーク協議会 (書面開催)	1
依存症関連機関連携会議(アルコール健康 障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル 等依存症関連)	5

表1-4 その他の機関への技術援助における対象別件数

対象機関	件数	主な機関例
医療機関	15	病院、クリニック
市内行政機関	214	健康福祉局生活支援課、区広報相談係等
市外行政機関	7	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	65	介護老人保健施設、障害者支援施設、社会福祉施設等
合計	301	

表1-5 その他の機関への技術援助における相談内容別件数

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	0	1	50	1	14	0	0	0	235	301

2 精神保健福祉相談

(1) 電話相談等

ア 相談件数

	延べ件数
自死遺族ホットライン ※1	70
依存症個別相談 ※2	899
措置入院者退院後支援	2,479
こころの電話相談 ※3	7430
その他	151

※1…自死遺族ホットライン（電話相談）

実施日：月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10:00～15:00まで

内 容：身近な人や大切な人を自死（自殺）で亡くした方を対象とした電話相談を行いました。

※2…依存症個別相談（電話・来所面接） ※来所面接は予約制

実施日：月曜から金曜（祝日を除く） 8:45～17:00まで

内 容：専用電話を設け、依存症の問題でお悩みの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談に対応しました。

※3…こころの電話相談

実施日：平日夜間（17:00～21:30 受付）、土日・祝日（8:45～21:30 受付）

内 容：専用電話を設け、相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等の情報提供をしました。

イ 相談状況

表 2-1 ～表 2-5②参照

(2) 面接相談

【実績】

ア 相談件数

	延べ件数
依存症相談	148
措置入院者退院後支援	213
その他	31

イ 相談状況 表 2-6 ～表 2-8②参照

【電話相談】

表2-1 自死遺族ホットライン（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		70										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		37	27	6								70
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	0	5	9	4	16	3	2	0	31	70
故人との関係	本人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない			計	
		27	10	4	13	9	5	2			70	

表2-2 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数									
		899									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計
		2	79	122	126	158	149	56	68	139	899
	主たる依存対象							本人	家族	その他	小計
		アルコール						108	190	15	313
		薬物						88	77	12	177
		ギャンブル						51	85	11	147
		その他（ネット・ゲーム含む）						85	165	12	262
	小計						332	517	50	899	

表2-3 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		2,479									
相談者の状況	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		55	326	394	724	531	285	163	1	2,479	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計	
		114	45	9	2	0	2,306	3	0	2,479	

表2-4① こころの電話相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		7,430										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		6,178	206	1,046								7,430
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	112	352	705	1,250	2,205	894	611	64	1,237	7,430
本人との関係	本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他	計		
		6,216	146	47	18	33	1	928	41	7,430		

表2-4② こころの電話相談（相談件数の内訳）

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計
1 精神科の病気（症状、治療）に関すること	4		1	2	12	696	60	775
2 精神科以外（症状、治療）の病気に関すること					19	225	96	340
3 食行動の問題				2		16	3	21
4 ひきこもりについて					1	4	6	11
5 性についての悩み、不安					1	10	11	35
6 自分の性格	1	1			140	1279	446	1,867
7 育児、しつけ				1	4	11	19	35
8 学校関係（いじめ、不登校）				1	6	8	17	32
9 家族関係		5		2	120	395	323	845
10 近隣知人の問題					17	84	59	160
11 職場人間関係					25	64	48	137
12 その他の対人関係	1			2	33	170	83	289
13 非行、反社会的行動					1	2	6	9
14 仕事、働くことについて					48	248	151	447
15 経済的問題					4	40	24	68
16 病院、社会資源等の情報		3	2	1	7	89	69	171
17 公的制度の情報						19	2	21
18 話がしたい			3		5	468	88	564
19 内容不明			1			121	156	278
20 当センターの利用について						67	96	163
21 その他			1		22	164	988	1,175
計	13	1	9	11	465	4,180	2,751	7,430

表2-5① その他（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数										計
		151										151
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		83	19	49							151	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	10	8	4	11	5	9	3	101	151	
	本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計
		88	18	10	4	2	10	17	2			151

表2-5② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	16	6	0	0	6	78	8	0	1	36	151

※「その他」：精神疾患に関する相談など

【面接相談】

表2-6 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		148										148
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計	
		0	6	25	40	32	34	6	4	1	148	
	主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
		アルコール							29	15	0	44
		薬物							20	8	0	28
		ギャンブル							20	12	1	33
		その他（ネット・ゲーム含む）							20	22	1	43
小計							89	57	2	148		

表2-7 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談者の状況	相談件数（延数）	213										計
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	6	29	42	62	35	30	9	0	213	
	対象者との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計
173		0	5	0	2	33	0	0			213	

表2-8① その他（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		31										31
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		15	16	0							31	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	0	2	0	0	0	26	0	3	31	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明			計	
		29	0	0	0	0	2	0			31	

表2-8② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	0	26	0	0	0	3	1	0	0	1	31

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

オンライン講座や書面開催等の工夫をし、精神保健福祉に関する知識習得や技術的水準の向上を目指し、研修の実施や講師派遣を行いました。

(1) センター主催・共催研修（委託研修も含む）

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数
4月	精神保健福祉業務 新任者研修 (精神保健福祉課共催)	新任者を対象とした業務研修 (精神保健福祉業務マニュアル、医療観察法、自立支援医療、精神保健福祉手帳、関係機関への支援について等)	当センター職員 精神保健福祉課職員 区職員	26人
5月	精神保健福祉研修～基礎 医学編Aコース～ (ハイブリット開催)	精神保健福祉の基礎について 学ぶ	当センター医師	62人
6月	精神保健福祉研修～基礎 医学編Bコース～ (ハイブリット開催)	精神保健福祉の基礎について 学ぶ	当センター医師	70人
8月	自殺対策基礎研修	自殺対策に関する基礎知識	当センター医師 龍の会(自死遺族の会) 南部 節子 氏 公益財団法人復康会 沼津中央病院 日野 耕介 氏	131人
	学校出前講座 (オンライン配信)	思春期のころ	当センター職員 精神科医・南部地域療 育センター所長 礒崎 仁太郎 氏	85人
9月	精神保健福祉研修～疾患 編～ 「トラウマとPTSDの理解 とケア」	精神疾患について学ぶ	東京大学大学院 西 大輔 医師	116人
10月	災害時こころのケア研修 (オンライン研修)	災害時におけるこころのケア について支援者としてPFAを 学ぶ	東北学院大学 東海林 渉 先生	160人

10月	学校出前講座	こどもに安心感を与える話し方・聴き方	当センター職員 シーズグロースコーチング 橋口 奈生 氏	43人
11月	精神保健福祉研修～状態編～ 「意欲の低下、それってうつ??」 (ハイブリット開催)	対象者の状態からアセスメントすることをテーマにして学ぶ	神奈川県立精神医療センター 伊津野 拓司 医師	80人
	依存症 リカバリースタッフ向け 研修 (オンライン開催)	支援者のセルフケアについて学ぶ	駒沢大学 八巻 秀 先生	22人
	かかりつけ医うつ病対応 力向上研修	うつ病の基礎知識、事例検討 (DVD視聴)	当センター医師 日向台病院 長谷川 吉生 氏 東川島診療所 三村 圭美 氏	82人
11月～ 1月	学校出前講座 (録画配信)	8月に開催した出前講座の録画配信	当センター職員 精神科医・南部地域療育センター所長 礒崎 仁太郎 氏	153人
12月	学校出前講座 (録画配信)	若者の生きづらさと自傷行為	当センター職員 神奈川県立精神医療センター 小林 桜児 氏	328人
12月～ 1月	依存症対応研修 基礎編・実践編 (動画配信)	依存症の当事者やその家族への相談支援技術について学ぶ	(体験談提供) ・AA横浜地区メッセージ委員会 AAメンバー 1名 ・一般社団法人ブルースター横浜代表 則井 博文 氏 ・NPO法人横浜ひまわり家族会ピア相談員 佐藤 治美 氏	(視聴回数) 【基礎編】 458回 【実践編】 209回

12月～ 1月	自殺対策基礎研修 (YouTube 配信)	自殺対策に関する基礎知識	当センター医師 龍の会(自死遺族の会) 南部 節子 氏 公益財団法人復康会 沼津中央病院 日野 耕介 氏	284人
1月	相談実践研修 (オンライン開催)	ベーシック編「自殺のリスク 因子を理解し、相談者の状況 に合わせた傾聴スキルを学 ぶ」 アドバンス編「自殺のリスク アセスメントを行い、自殺リ スクの高い人への介入・支援 方法を学ぶ」	神奈川県保健福祉大学 保健福祉部 行實 志都子 氏	76人
	戸塚区 出前講座	器質性精神障害・パーソナリ ティ障害に学ぶ	当センター医師	22人
1～2月	こころのサポーター養成 研修 (オンライン開催)	地域や職域でメンタルヘルス の問題を抱える人や家族に対 してできる範囲で手助けをす る方法を学ぶ	神奈川県、川崎市、相 模原市と共催で実施	294人
2月	学校出前講座 (オンライン配信)	折れない心を育てるいのちの 授業～生きづらさを抱えるこ どもたちを支援する先生方へ ～	当センター職員 めぐみ在宅クリニック 小澤 竹俊 氏	135人
	学校出前講座	TALK の原則冊子製作の経緯、 思い	当センター職員 (株)協進印刷 竹見 正一 氏	197人
	学校出前講座	自殺対策基礎知識	当センター職員	80人
8月 12月 2月	PEEC ※委託により実施	救急医療における精神症状評 価と初期診療病院(入院前) PEEC スキルトレーニング	救命救急センター医師 等	33人
3月	PPST ※委託により実施	PEEC スキルをロールプレイ で学ぶ病院前救護の実践トレ ーニング		

3月	学校出前講座	思春期の心を踏まえ自己開示、自己理解を深める	当センター職員 シーズグロースコーチング 橋口 奈生 氏	208人
----	--------	------------------------	------------------------------------	------

※ハイブリット開催は、対面・オンラインにより同時開催したものです。

【eラーニング研修】

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数	
通年	精神保健福祉基礎講座	統合失調症編（1）	統合失調症の概念や症状について	当センター医師	232人
		統合失調症編（2）	統合失調症の治療と対応方法について	当センター医師	189人
		お薬編（1）	向精神薬の精神医療における位置づけについて	当センター医師	178人
		お薬編（2）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について①	当センター医師	151人
		お薬編（3）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について②	当センター医師	100人
		お薬編（4）	精神科治療薬・向精神薬の有害事象・副作用	当センター医師	90人
		お薬編（5）	向精神薬の作用機序、神経伝達物質	当センター医師	87人
10月～1月	人権研修	自殺対策研修 ～知ってほしい自殺のこと～ 自死遺族・ゲートキーパー編	龍の会（自死遺族の会） 南部 節子 氏	65人	
3月～	災害時こころのケア	eラーニングにてこころのケアハンドブックの紹介動画を掲載	当センター職員	56人	

(2) 他機関主催研修への講師派遣

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数
5月	生活習慣病対策事業新任者研修	生活習慣病とこころの健康、睡眠・休養、飲酒、自殺対策について	当センター医師	54人

9月	こども家庭総合支援拠点研修	自死を防ぐ 福祉保健センター内連携	当センター医師	61人
10月	第13回認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修	社会資源(1)～精神保健福祉センターにおける支援	当センター責任職	117人
12月	久里浜医療センター主催 依存症相談対応指導者養成研修 (ゲーム・インターネット依存症)	ネット・ゲーム依存の地域連携と回復支援について	当センター職員	90人
	女性相談員定例会議内部研修	女性相談員研修の事例検討オブザーバー	当センター職員	27人
1月	神奈川県精神障害者ホームヘルパー養成研修	地域の精神保健福祉の現状と精神障害に関する社会資源について	当センター職員	10人
	都筑区人権啓発研修	自死・自死遺族から考える人権問題について	当センター医師	41人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。また、当センターとして、学生のインターンシップをオンラインで受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明等	8月25日	11人
	9月15日	6人
	9月29日	10人
	10月8日	9人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や講演会等の開催をしています。

(1) 広報印刷物の発行・配布

当センターで発行し、市民、行政機関、相談機関、医療機関などの関係機関に配布しました。

名 称	発行時期
統合失調症ってどんな病気？	平成 29 年 1 月
こころの病気について理解を深めよう	平成 31 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
それって、ストレスのせいじゃない？	令和 2 年 2 月
依存症って知っていますか？	平成 30 年 12 月
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年 5 月 (令和 2 年 12 月改訂)
依存症のお悩みを抱えるあなたへ	令和 2 年 3 月
あなたに知ってほしい	毎年度 8 月
身近な人が「うつ病」になったら・・・	平成 26 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
うつ病ってどんな病気？	平成 28 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)
みんなでゲートキーパー宣言！	平成 25 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)
自死遺族について知ってほしいこと	平成 26 年 10 月 (令 2 年 8 月改訂)
ご家族や大切な方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ	平成 27 年 2 月 (令和 2 年 8 月改訂)
自死遺族「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	毎年度 3 月
ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について	令和 2 年 6 月
依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ	令和 3 年 3 月
主な相談窓口	令和 2 年 3 月
家族で考えよう！ゲームとのつきあい方 ※健康福祉局精神保健福祉課・教育委員会事務局健康教育・食育課発行	令和 4 年 2 月

(2) 市民を対象とした講演会

市大エクステンション講座（横浜市立大学との共催講演会）

「災害時のメンタルヘルス～こころの健康を保つために・・・With コロナ」

日時：令和3年9月29日(水) 14時～16時

講師：横浜市立大学市民総合医療センター 精神医療センター助教 六本木 和秀氏

参加人数：93人

(3) その他

仕事が忙しい方に対しても取り入れやすい健康情報を定期的に配信している「よこはま企業健康マガジン」（健康福祉局）にコラムを掲載しました。

また、3月の自殺対策強化月間は、市広報番組等で、ゲートキーパーについての啓発を行いました。

実施月	内容
9月	「災害時におけるこころのケア」や「災害時のメンタルヘルス講演会のお知らせ」等
3月	こころの健康に関する記事「身近な人のちょっとした異変に気づいたとき、どんなことが出来るのか？」
	市広報番組「ぎゅっとヨコハマ」内の特集コーナー 「こころの健康相談センターについてやゲートキーパーについて」
	市広報ラジオ「YOKOHAMA My Choice！」内のお知らせコーナー 「こころの健康やゲートキーパーについて」

5 調査研究・学会発表

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
第117回日本精神神経学会学術総会	コロナ禍における横浜市の自殺対策	白川
	浜松市におけるグリーフサポートの取り組み	白川 他
2021年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会	ウェブ形式による SAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修の効果 ～対面式研修との比較から～	片山、杉浦、白川 他
第56回横浜市保健・医療・福祉研究発表会	薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究（Voice Bridges Project）への横浜市の協力について ～薬物依存症者が健康で安心して地域で生活できるように～	湯浅、鈴木、石田 坪田 他
	※精神保健福祉業務で活用できる医療的視点 ～精神科救急の現場で遭遇する事例をもとに～	吉田、白木、石山 湯浅、梅津、山内
	※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報における対象者の現状について ～思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える～	白木、吉田、片山 石山、湯浅、梅津 小西
第173回神奈川県精神医学会	横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について	櫻井、小西、山田 相澤、白川

※精神保健福祉課救急医療係とこころの健康相談センター職員による共同研究になります。

(2) 執筆

書名・発表誌名	内容	執筆者
日本アルコール関連問題学会雑誌 第22巻第2号	横浜市の一般相談機関におけるアルコール関連問題相談の現状と課題	片山、大森、白川
臨床催眠学 21-22	自発的催眠 (Spontaneous Hypnosis) とその臨床的活用	片山
1 小时漫画心理学 ②成癮症（中国語版） 病院・ネットでは教えてくれない「依存症」の本	イラストを活用し、依存症の理解を進める	白川

6 精神医療審査会の審査に関する業務

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体を 4 組編成し、審査会を毎月第 1～4 木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

【書面開催】

日時：令和 3 年 10 月 11 日（月）

議事：横浜市精神医療審査会の運営概要について
精神医療審査会委員の改選について
質問事項

参加者：医療委員 12 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の可否を審査しました。
(件)

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,757	4,757	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,683	1,683	0	0
措置入院者の定期病状報告	10	7	3	0
計	6,450	6,447	3	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の可否または処遇の適否について審査しました。

(件)

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	188	102	93	9
処遇改善請求	49	24	19	5
計	237	126	112	14

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 6 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。

(件)

認定件数 ※	認定結果
34,191	34,148 (承認)

※「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

(件)

申請件数	判定件数 ※	判定結果	
24,772	15,505	【 1 級 】	1,458
		【 2 級 】	7,111
		【 3 級 】	6,859
		【 不承認 】	77

※「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 自殺対策事業

「横浜市自殺対策計画」に基づき、事業を実施しました。

また、自死遺族の集い「そよ風」は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者の縮小、実施時間を短縮するなどの工夫をして開催しています。自殺対策強化月間では、従来 of 街頭キャンペーンに変え、9月は県の自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、3月は若年層をターゲットとしてリーフレットや相談先の配布を実施しました。

(1) 会議等

ア 自殺対策ネットワーク協議会（書面開催）

本市の自殺対策に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を目的に、外部委員と庁内委員で構成する懇談会であり、かながわ自殺対策会議の地域部会として位置付けて、開催しました。

イ 自殺対策庁内連絡会議（書面開催）

総合的な自殺対策の推進のための庁内連携会議として、自殺の現状や自殺対策の認識の共有を図るほか、自殺対策計画に基づき、関係各課の取組状況の確認などを行いました。

ウ かながわ自殺対策会議

神奈川県内の様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、四州市が事務局となり開催しています。

【実績】2回開催（1回目：ハイブリッド形式、2回目：書面）

エ その他

(ア) 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

九都県市が共同でキャンペーンを実施するための調整会議です。「気づいてください！体と心の限界サイン」の標語は、九都県市の統一標語として、各リーフレットやポスター等に使用しています。

【実績】1回開催（書面）

(イ) 栄区セーフコミュニティ

栄区では、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちとして、セーフコミュニティの認証を受け取組を実施してきており、自殺対策分科会として、年2回程度会議が開催されています。当センターは、オブザーバーとして参加しました。

【実績】2回開催（書面）

(2) 普及啓発

ア 9月の強化月間における取組

(ア) 横浜駅街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施方法を変更し、横浜駅6社に、世界自殺予防デー及び自殺予防週間に合わせて駅構内でのポスター掲出、ちらしの配布、構内アナウンスの実施の協力依頼を行いました。

(イ) 特別相談会

自殺予防週間中の相談支援事業の集中的実施の一環として、市民情報室で多重債務とこころの健康相談を主とした、自殺予防週間特別相談会（対面相談）を実施しました。令和3年度は弁護士相談と同時開催し、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面と電話相談の日を設け実施しました。

(ウ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(エ) ライトアップ

横浜駅街頭キャンペーンに代えて、市庁舎、横浜三塔、コスモクロック21を県と共催で、県の自殺対策カラーである緑色にライトアップし啓発を実施したほか、文化観光局の協力を得て、横浜マリンタワーのライトアップも実施しました。

イ 3月の強化月間における取組

(ア) 若年層向け啓発

相談先一覧の二次元バーコードを掲載したマスクケースや若年層向けリーフレット等をセットにし、横浜市立大学と若者サポートステーション（3か所）市内ユースプラザ（4か所）に配布しました。

(イ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(ウ) 市内企業が作成したソーシャル絵本「TALKの原則」を監修。区役所をはじめ、市立高校や若者支援機関に配布しました。

(3) 未遂者再発防止事業

ア 救急救命センターにおける自殺未遂者再発防止事業（委託）

救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対して、再企図を防ぐため、専門職員による集中的なフォローを行う事業を実施しました。また、未遂者再発防止を目的に、関係機関職員対象の実務者研修を行い、自殺予防を担う人材の養成を実施しました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業（委託）

二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐことを目的に、精神科診療所（以下「診療所」）による精神医学的介入、ケースマネジメント及び定期的なフォローアップを行いました。

ウ ハイリスク地対策（委託）

市内のハイリスク地において自殺未遂及びその疑いがある方に対し、関係各所の

協力を得て、自殺を未然に防ぐことを目的に精神医学的介入を実施しました。

(4) インターネットを活用した相談事業

若年層の自殺の減少に向けて、若者の特性を踏まえ、インターネットを活用するとともに、自殺を考える人の心理特性を捉えた、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に委託により実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺のリスクが高まる可能性があったことから、令和 2 年度以降、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しています。

(5) 遺族支援関係

ア 自死遺族ホットライン

「2 精神保健福祉相談」に掲載。

イ 自死遺族の集い「そよ風」

自死遺族支援の一環として、自死遺族のつどい「そよ風」を月 1 回（第 3 金曜日）開催しました。

【実績】12 回開催、延べ 58 人参加

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した自死遺族への相談先等の周知及び警察官への自殺対策への理解の促進を図ることを目的に、神奈川県警を通じて、リーフレットの配付を実施しました。

エ 自死遺族支援事業担当者連絡会

四州市が事務局となり、自死遺族支援事業を行っている行政担当者及び関係機関職員で情報交換と検討を行いました。

【実績】1 回開催

(6) 人材育成関係

ア 自殺対策基礎研修

市職員及び市内関係機関職員等を対象に、自殺対策の基礎を知り、日常業務に活かすための研修として実施しました。研修内容は録画し、後日 YouTube 配信も行いました。

イ 相談実践研修

「死にたい」という相談又は死をにおわせる相談者に対して、自殺のリスクをアセスメントした上で、他の相談機関等と連携し、相談対応することができる援助者を育成する目的で、オンライン形式で実施しました。

ウ うつ病対応力向上研修（かかりつけ医研修）

平成 20 年の厚生労働省通知「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施について」の「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」に基づき、四州市が事務局となり、実施しています。

「こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）研修企画委員会」を 7 月に

開催し、かかりつけ医研修は、四州市で10月～11月にかけて実施しました。

エ 学校出前講座

かながわ会議で共通実施している若年層対策として、学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、横浜市内の学校を対象に「自殺対策に関する学校出前講座」を実施しています。令和3年度は、8回実施しました（オンライン配信含む）。

(7) 統計関係

令和2年の横浜市の自殺の状況について、自殺統計（警察統計）データ、人口動態統計データの集計、解析を行い、会議や関係団体へ提供しました。

(8) その他

ア 横浜市自殺対策計画の進捗管理

横浜市自殺対策計画の推進のために、庁内の関連施策の担当課とともに、事業の評価及び次年度計画の確認を行いました。進捗状況のデータは、会議等へ提供しました。

イ 区局への事業実施支援

区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット、デジタル教材等の貸出及び配布を行いました。また、メールを活用し、随時、区担当者への情報共有を進めました。

9 依存症対策事業

今まで取り組んできた個別相談、家族教室、本人向け集団治療回復プログラムなどに加え、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と顔の見える関係づくりを進めながら、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を図る場として横浜市依存症関連機関連携会議を開催しました。

また、依存症対策の推進にむけた「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定しました。

(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいのか考える場として、家族教室を実施しました。また、11月のアルコール関連問題啓発週間に併せ、平日日中の参加が難しい家族及び一般市民を対象に、家族向け夜間セミナーを実施しました。

【実績】

日程	内容	講師
4月23日	薬物依存症と家族の回復とは ～横浜ひまわり家族会の活動について～	横浜ひまわり家族会 理事長 岡田 三男 氏
5月20日	ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と回復	神奈川県立精神医療センター 依存症診療科医長 黒澤 文貴 氏
6月25日	依存症と女性の回復 ～インダーの活動について～	女性サポートセンター インダー 施設長 小嶋 洋子 氏
7月16日	ギャンブル等依存症家族の回復とは ～ギャマノンからのメッセージ～	ギャマノン メンバー3名
8月26日	ゲーム依存の理解と対応 ～医療対応が必要な事例を中心に～	横浜市立大学附属病院 児童精神科医長 藤田 純一 氏
9月24日	第1回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜ひまわり家族会 メンバー1名
10月22日	第2回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜ひまわり家族会 メンバー1名
11月26日	【家族向け夜間セミナー】 アルコール依存症治療拠点機関での治療と家族の回復	医療法人誠心会 神奈川病院 精神科医 大石 泰史 氏
12月24日	第3回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜断酒新生会 メンバー1名
1月28日	ギャンブル依存症と家族の回復とは ～全国ギャンブル依存症家族の会の活動について～	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川 メンバー1名
2月25日	第4回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜断酒新生会 メンバー1名
3月25日	個別的支援の考え方 ～ギャンブル、ゲーム依存など行動嗜癖を中心に～	ワンデーポート 施設長 中村 努 氏

※ クラフト（CRAFT）とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数
表9-1参照

(2) 依存症回復プログラムの実施

当センター職員が個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適当と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースと

して、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回（各回2時間）を、2クール実施しました。

令和3年度からプログラム参加継続や自己中断に対する予防的支援、プログラム終了後の社会資源へのつなぎ強化を目的として、毎回当事者スタッフを導入し、プログラムの進行に協力してもらいました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 カウンセリングルーム ベア 田中 剛 氏 【当事者スタッフ】 下記一覧表参照 【実施期間】 ・月1回クール 6月2日～令和4年2月2日（1月はお休み） ・週1回クール 6月7日～8月2日
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	
第6回	スリッスを防ぐには	
第7回	スリッスの正当化	
第8回	強くなるより賢くなる	

	週1回クール	月1回クール
第1回	広瀬 儀和 氏 （横浜断酒新生会 副会長）	AAメンバー （AA横浜地区メッセージ委員会）
第2回		
第3回	山田 貴志 氏 （横浜ダルク・ケア・センター代表）	五十畑 修 氏 （日本ダルク神奈川 代表）
第4回		
第5回	則井 博文 氏 （ブルースター横浜 代表）	GAメンバー （GA横浜ベイサイドグループ）
第6回		
第7回	栗花 岩人 氏 （市民の会寿アルク）	久保井 尚美 氏 （RDP横浜）
第8回		

イ 対象別参加者数

表9-2参照

(3) 人材育成

依存症でお悩みの本人や家族等の相談や支援にあたる地域の支援者を対象に、研修を実施しました。

(4) 普及啓発

依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を行いました。また、本人や家族等が早期に適切な治療・支援を受け、安心した生活を送ることができるよう、情報提供を行いました。厚生労働省の定める啓発週間に合わせて、広報での周知、市民向けセミナー開催、リーフレット作成などを実施しました。

ア ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け公開セミナー

専門医療機関の医師を講師に迎え、市民に対しギャンブル等依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。

(イ) 公共交通広告

- ・内容：ギャンブル等依存症の相談窓口等を案内する啓発動画広告を、JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈川中央交通バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄、横浜市営バスに掲載しました。
- ・掲示期間：令和3年5月3日～6月13日

(ウ) 広報よこはま特集記事の掲載

広報よこはま5月号の特集記事に、ギャンブル等依存症のチェックリストなどの記事を掲載しました。

(エ) 本市Twitterを活用した情報発信

広報よこはま5月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。

イ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー

市民に対しアルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし、夜間セミナーとして実施しました。

(イ) 公共交通広告

- ・内容：アルコール依存症の相談窓口等を案内する啓発動画広告を、JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈川中央交通バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄、横浜市営バスに掲載しました。
- ・掲示期間：令和3年11月1日～12月9日

(ウ) 広報よこはま特集記事の掲載

広報よこはま11月号の特集記事に、アルコール依存症の相談窓口の案内、家族向け夜間セミナーを周知しました。

(エ) 本市Twitterを活用した情報発信

広報よこはま11月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。

(5) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会

本市の依存症対策について、有識者からの意見を受け検討を進めるために、依存症対策検討部会を3回開催しました。依存症対策の推進に向け課題を検討するとともに、今後、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人、家族への支援に着目した「横浜市依存症対策・地域支援計画」を

令和3年10月に策定しました。

【実績】

第1回：令和3年7月9日（金）

第2回：令和3年11月19日（金）

第3回：令和4年3月16日（水）

(6) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催

令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、依存症関連機関連携会議（以下、連携会議）を開催することとなりました。今年度の連携会議では、現場のご意見を丁寧に伺いながら支援者向けガイドライン作成に向けた検討を進めるため、依存対象ごとに限定せず、全体会のほかテーマ別、事例検討会を開催しました。

ア 開催内容

実施回	依存対象	日程	開催方法	議題
第1回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	6月24日	集合形式及び WEB形式の併用	依存症支援のためのガイドラインの検討の進め方
第2回	アルコール健康障害関連	10月27日	集合形式及び	事例検討会
第3回	薬物依存症関連	11月1日	WEB形式の併用	
第4回	ギャンブル等依存症関連	11月5日		
第5回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	12月14日	集合形式及び WEB形式の併用	支援者向けガイドラインの構成等について

(7) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。

また依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して支援する、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金を8団体16事業に交付しました。

(8) 関連機関主催会議等への参加

【実績等】

主催	名称	開催日
地方独立行政法人神奈川県立病院 機構神奈川県立精神医療センター	依存症治療拠点機関等連携会議（オンライン開催）	6月8日
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	薬物中毒対策連絡会議（書面開催）	10月21日
北部ブロック（緑区・港北区・都 筑区・青葉区）	北部ブロック会議（集合開催）	11月9日
横浜保護観察所	令和3年度薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会（集合開催）	1月11日
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同 全国会議（オンライン開催）	1月28日

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護観察対象者のコホート調査」に関する 研究班報告会・神奈川の会（オンライン開催） ・厚生労働省科学研究費補助金事業 松本班・嶋 根班合同研究成果報告会（オンライン開催） 	4月25日・ 9月3日 3月11日
神奈川県精神保健福祉センター	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会 議（書面開催）	3月16日

依存症対策（本市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

表 9 - 1

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数
アルコール	54	60
薬物	15	43
ギャンブル	39	55
ネット・ゲーム	30	35
その他	4	7
合計	142	200

表 9 - 2

WAI-Y参加者数

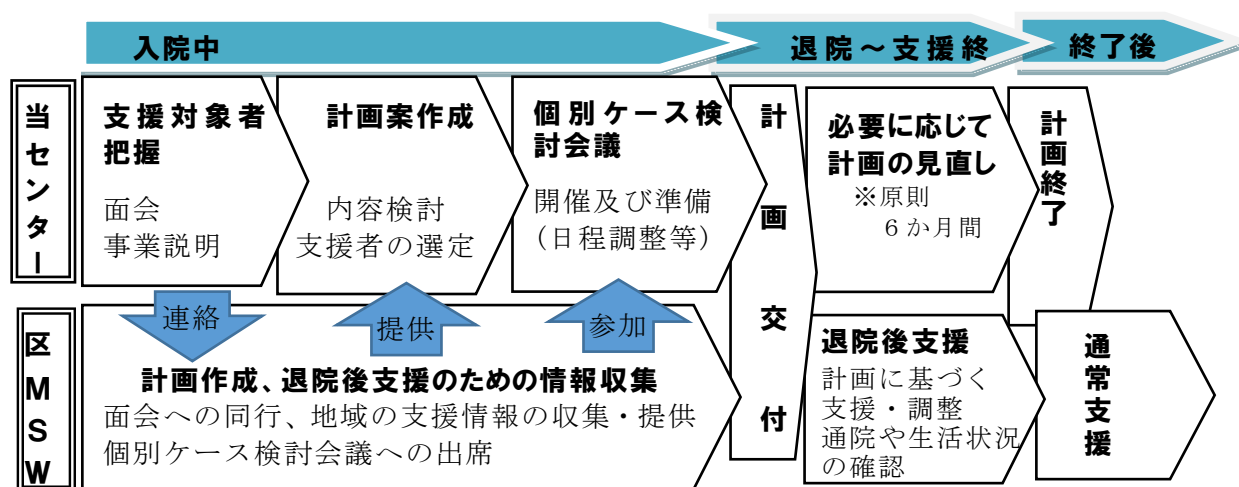
	実人数	延人数
アルコール	7	33
薬物	5	14
ギャンブル	3	9
ネット・ゲーム	0	0
その他	0	0
合計	15	56

10 措置入院者退院後支援事業

横浜市で措置入院した方が県外に帰住する場合には、本人に相談先を案内するとともに、本人同意に基づいて帰住先保健所に引継ぎを開始しました。

(1) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



退院へ向けた必要な支援の実施

(2) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。
令和 2 年	県外帰住者情報引継ぎのモデル実施
令和 3 年	県外帰住者情報引継ぎの事業開始

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(3) 計画の内容

- ・ 計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・ 計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
 - 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間
- ・ 退院後支援期間終了後も、地域の中で必要な支援は継続されます。

(4) 実績（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画 作成の意向確 認をできた件 数	計画作成申込 有	計画作成申込 無	申込率
	213	115	

イ 計画作成

年度中に計画作 成した件数
95

11 こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関する相談窓口のリーフレットを市民利用施設へ配布した他、保健事業課のよこはま企業健康マガジンに寄稿し、こころの健康についての情報発信を行いました。また、こころのサポーター養成研修（国モデル事業）を神奈川県、川崎市、相模原市と共催し、開催しました。

こころの電話相談では、区役所が閉庁している夜間や休日に市民からの相談を受けました。

(1) こころの電話相談連絡会

本市内でこころの健康に関する電話相談を実施している関係機関を対象に、連携・情報交換を目的として、こころの電話相談関係機関連絡会を開催しました。

【実施日】11月12日

【参加者】15人

【実施内容】「こころの電話相談における匿名性について～支援の有効性と限界～」をテーマに、参加機関とワークショップ形式で意見交換を行いました。

(2) 災害時こころのケアに関する事業

災害・事件・事故等の発生時に支援者に広く活用してもらうことを目的とした「こころのケアハンドブック（令和2年度改定）」をもとに、区福祉保健センター職員向けにEラーニングを実施しました。また、市民向けに「災害・事件・事故時におけるこころのケア」動画を作成し、SNSを活用し啓発を実施しました。

12 その他

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

同一病院に月に20日以上「任意入院」又は「医療保護入院」をし、入院患者及びその入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の市民税所得割額を合算した額が一定額以下である等、所定の助成要件を満たす者に対して、1か月あたり1万円を助成しました。

対象人員	助成延べ件数
2,454人	16,383件

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	40
2 横浜市こころの健康相談センター規則	41
3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）	45
4 調査・研究	
【第 117 回日本精神神経学会学術総会】	48
・ コロナ禍における横浜市の自殺対策	
・ 浜松市におけるグリーフサポートの取り組み	
【2021 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】	50
・ ウェブ形式による SAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修 の効果～対面式研修との比較から～	
【第 56 回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】	54
・ 薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究 （Voice Bridges Project）への横浜市の協力について～薬物依存症者が健康で安 心して地域で生活できるように～	
・ 精神保健福祉業務で活用できる医療的視点～精神科救急の現場で遭遇する事例を もとに～	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条通報における対象者の現状に ついて～思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える～	
【第 173 回神奈川県精神医学会】	58
・ 横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について	

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和4年4月1日規則第20号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費（通院医療に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件200,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(平19規則37・全改・令和4年規則20・一部改正)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）その他市に関する諸規程の例による。

(平19規則37・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月規則第59号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月規則第37号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月規則第39号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月規則第28号） 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月規則第38号） 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月規則第22号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月規則第34号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知

最終改正

障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

4 調査・研究

【第 117 回日本精神神経学会学術総会】

コロナ禍における横浜市の自殺対策

Suicide Prevention Programs in Yokohama City during the Covid-19 Pandemic

横浜市こころの健康相談センター 白川教人

令和 2 年 2 月に新型コロナウィルス感染症が流行し始め、横浜市の自殺対策にも多大な影響が出始めた。例えば、集合形式の普及啓発のための講演会、ゲートキーパー育成のための自殺対策基礎研修等や自死遺族の分かち合いの会「そよ風」も中止を余儀なくされた。流行は治まるところを知らず長期戦となった。その中で、創意工夫をしながら様々な自殺対策事業を実施したので今回はその内容を報告する。

まず、例年夏に行っていたゲートキーパー研修を変更した。人が集まらなくても研修をできるよう例年の研修内容をコンパクトにし、1. ゲートキーパー育成のナレーション入りパワーポイント、2. 自死遺族の南部節子氏の講演記録とご本人の解説入り映像、3. 自死遺族の現状を理解するためのナレーション入りパワーポイントを DVD 化しそれを貸し出し自己学習する形にした。

次に、例年は 9 月の九都県市自殺対策強化月間には、人が参加する様々な普及啓発キャンペーンを実施してきた。特に 9 月 10 日の世界自殺予防デーに横浜駅への乗り入れ鉄道路線 6 社の駅長を筆頭に実施する駅構内の街頭キャンペーンを行ってきたが、今年は、人を出しての自殺対策リーフレット・グッズ配布は中止とした。代って横浜駅を中心に自殺予防週間のポスター掲示やリーフレット配架、駅構内アナウンスを 10 日から 1 週間実施した。

また新たに、神奈川県と連携して横浜 3 塔（神奈川県庁・横浜税関・横浜市開港記念会館）、コスモクロック 21、鶴見つばさ橋を神奈川県の子自殺対策カラーのグリーンで 9 月 10 日から 1 週間ライトアップし、自殺予防週間を周知した。更に、願いの塔横浜マリントワーとのタイアップ企画として、文化観光局と連携して「あなたの願いは光になる。願いの塔 横浜マリントワー」の特設ウェブサイト上で、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けた市民からの願いを集め、願いの数に応じて光り方が変化する参加型のライトアップを実施したことや自死遺族の集い再開時の工夫などである。

シンポジスト抄録

浜松市におけるグリーフサポートの取り組み

Grief support programs in hamamatsu city

二宮 貴至¹，白川 教人²¹浜松市精神保健福祉センター，²横浜市健康福祉局 こころの健康相談センター

新型コロナウイルスの世界的流行により、私達はさまざまな喪失を経験し続けている。特に、COVID-19による家族との死別は、死にむかう家族に寄り添うことができず、通常の葬儀が執り行えないなど、喪の作業自体の喪失も重なることで、悲嘆反応を複雑化させる。一方、悲嘆は喪失に対する正常な反応であり、誰もが経験することから相談や医療の場につながりにくく、心理面や生活面で多くの困難を抱えるケースにおいては、深刻なメンタルヘルスのリスクを抱えることから、必要な時に適切な支援が受けられる体制が必要である。浜松市精神保健福祉センターでは平成19年の開所以来、遺族支援の取り組みをすすめている。その端緒は平成18年に成立した自殺対策基本法であり、自殺総合対策大綱において自死遺族支援の具体的内容が示されたことで、浜松市も平成19年から自死遺族相談を開始し、平成20年からは自死遺族の自助グループとなる浜松わかちあいの会を立ち上げた（相談開始から令和元年までの相談件数614件、実人数80人、そのうち医師による診察118回）。また、同時期、浜松地域で厚生労働省のすすめる「緩和ケア普及のための地域プロジェクト（OPTIM）」が展開されており、がん遺族支援の必要性から平成21年にがん遺族相談とがん遺族会を開始した（相談開始から令和元年までの相談件数515件、実人数52人、医師による診察76回）。遺族支援においてはトラウマや複雑性悲嘆、抑うつ状態などのアセスメントが重要であり、平成29年度からは年3回、定期的に外部講師を招いてグリーフケアの事例検討会「グリーフスーパーバイズ」を実施し、専門性を高めつつ、亡くなった原因を限定しない「突然身近な人を失った方のための相談」も開始し、現在 COVID-19 による死別にも対応している。本シンポジウムではこれら浜松市の遺族支援の現状と課題を事例をふまえて振り返り、行政機関においてグリーフサポートを行う意義について考察したい。

ウェブ形式によるSAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修の効果
～対面式研修との比較から～

ウェブ形式によるSAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修の効果

～対面式研修との比較から～

片山宗紀¹⁾ 小原圭司²⁾ 佐藤寛志²⁾ 杉浦寛奈¹⁾ 田辺等³⁾ 白川教人¹⁾

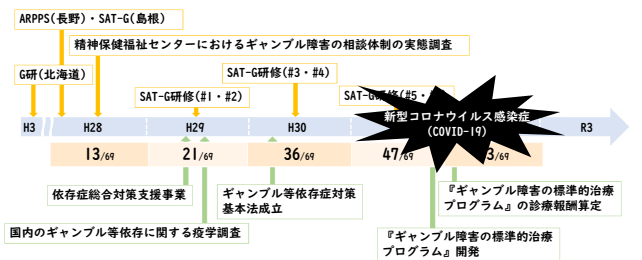
1) 横浜市こころの健康相談センター
2) 島根県立心と体の相談センター
3) 北星学園大学

SAT-Gプログラムとは

- SMARPPを参考に開発された、ギャンブル障害に特化した認知行動療法プログラム
- ワークブックを用いた、全5回の構成
- 平成29年度より、全国の精神保健福祉センターにおけるギャンブル障害の支援技術向上のため、SAT-Gプログラム研修を開始
- H29・H30はAMED松下班として、R1～R3は厚労科研松下班の分担研究として実施
- 研修を受講することで、当該センターでSAT-Gを使用することが可能となる



精神保健福祉センター（MHWC）におけるギャンブル障害支援と本研修の位置づけ



COVID-19前後での研修の変化

		日時	場所	参加者数
H29	第1回	平成29年12月4日	神奈川県横浜市	33
	第2回	平成30年1月19日	福岡県福岡市	41
	第3回	平成30年10月2日	東京都品川区	26
H30	第4回	平成30年11月2日	福岡県福岡市	86
	第5回	令和元年11月1日	東京都品川区	19
R1	第6回	令和元年12月6日	大阪府大阪市	109
	COVID-19			
R2	第7回	令和2年8月4日	リモート	26
	第8回	令和2年12月1日	リモート	15
	第9回	令和3年1月12日	リモート	50
R3	第10回	令和3年2月9日	リモート	34
	第11回	令和3年3月20日	リモート	167
	第12回	令和3年9月7日	リモート	126
	第13回	令和4年1月11日	リモート	-

※第12回研修はSAT-Gライトという簡易版プログラムの研修

本研究の目的

- 対面式研修との比較から、ウェブ形式の研修の効果を検討する
- 量的側面、質的側面からウェブ形式の研修の特徴を分析し、そのメリットデメリットを明らかにする
- COVID-19を始めた感染症流行時におけるギャンブル障害支援研修の最適な形を検討する

方法（量的解析）

- 両研修の参加者の傾向の比較
- 両形式の研修参加者の参加アンケートのデータを解析
- GGPPQ（ギャンブル問題およびギャンブル障がいに対する支援者の態度を測定する質問紙）データについて
 - ① 傾向スコアマッチング（PSM：one-to-one matching）による純粋な効果の差の検討
 - ② 差の非劣性検定による、研修全体の効果の差の検討
- 事前事後で実施したクイズおよび自己評価に関する質問の解析
 基本統計量の確認、ウィルコクソンの符号順位検定による有意差検定/効果量比較

R(ver4.0.2を使用)

方法（質的解析）

- 統計情報では得られない、ウェブ研修のメリットデメリットを整理
- 共同研究者で過去の研修についてのディスカッションを実施
- 講師(小原・佐藤)および事務局(白川・片山)の視点からのメリット、デメリットをそれぞれピックアップし、カテゴリー化

対象者

	場所	参加者数	合計
第1回	神奈川県横浜市	33	314名
第2回	福岡県福岡市	41	
第3回	東京都品川区	26	
第4回	福岡県福岡市	86	
第5回	東京都品川区	19	
第6回	大阪府大阪市	109	
第7回	ウェブ	26	292名
第8回	ウェブ	15	
第9回	ウェブ	50	
第10回	ウェブ	34	
第11回	ウェブ	167	
第12回	ウェブ	126	
第13回	ウェブ	-	

- 解析対象**
- 所属データの解析(全研修参加者)
対面式：314名
ウェブ：292名
 - 個人データの解析(アンケート回答者)
対面式：264名(84.1%)
ウェブ：198名(67.8%)

※ 第12回は研修内容が異なるため解析対象から除外

結果① 対象者の属性

資格	対面式	ウェブ	所属※	対面式	ウェブ
医師	24(9.1%)	16(8.1%)	都道府県数	39(6.5)	28(5.6)
社会福祉士	19(7.2%)	26(13.1%)	MHWC	153(25.5)	172(34.4)
精神保健福祉士	75(28.4%)	54(27.3%)	医療機関	51(8.5)	67(13.4)
保健師	53(20.1%)	52(26.3%)	行政機関	74(12.3)	51(10.2)
看護師	14(5.3%)	38(19.2%)	その他	37(6.2)	5(1)
心理師/士	42(15.9%)	51(25.8%)	※：括弧内は研修1回あたりの数		
作業療法士	9(3.4%)	6(3.0%)	ウェブ形式では1回の研修あたりの精神保健福祉センター参加者数が多かった		
その他	6(2.3%)	7(3.5%)			
なし	29(11.0%)	11(5.6%)			

結果② PSM解析

- ロジスティック回帰分析にて、研修前のGGPPQスコアが両研修形式で有意に差があることを確認 (p<.001)

	マッチング前 (264:198)		マッチング後 (178:178)	
	pre	post	pre	post
対面	68.1	89.9	67.9	89.5
ウェブ	70.0	86.6	68.0	85.4
平均因果効果				4.0899
標準誤差				1.1147
p値				<.001

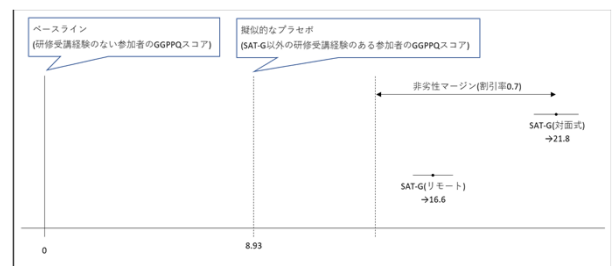
⇒対面式研修はウェブ形式よりも研修効果が4.09ポイント高い(p<.001)

結果③ 非劣性検定

- 両研修形式について、事後(post)から事前(pre)のGGPPQスコアを引き、差の平均及び95%信頼区間下限(S)を算出
- (RCTなど効果の指標がないため)他の研修を受講したことのある人とならない人のpreのGGPPQスコアの差(P)をSAT-G研修の最低効果、割引率(ε)として非劣性マージン(Δ)を設定: Δ=ε(S-P)=7.68

	N	差の平均 (post-pre)	SD	下側95CI	上側95CI	p value
対面	264	21.8	15.8	19.9	23.7	.03521
ウェブ	198	16.6	12.3	14.9	18.3	

⇒保持率30%にてウェブ研修の非劣性を確認(p=.03521)



結果④ クイズ・自己評価の解析

項目	形式	N	pre	post	p value	effect size(d)
クイズの平均正答数 (全6問)	対面	264	4.3	5.4	<.001	1.43
	ウェブ	198	4.3	5.6	<.001	1.41
自己評価1:知識の有無 (5段階)	対面	264	3.0	4.0	<.001	1.07
	ウェブ	198	2.7	3.8	<.001	1.26
自己評価2:相談技術 (5段階)	対面	264	2.9	4.0	<.001	1.21
	ウェブ	198	2.7	3.9	<.001	1.45

⇒対面式、ウェブともに有意な研修効果を確認。効果量も同程度であった

結果⑤ 実施者から見たウェブ研修のメリット

- ・参加者、講師ともに移動の負担が少ない
→時間的効率性、経済性が高い
- ・定員を設ける必要がなく、会場の制約が少ない
→各センターが自由に定員を設定できるため、地域のニーズに応じた研修受講が可能
- ・予算を確保していないセンターでも研修に参加できる
→自治体では年度当初の予算があるため、対面式の場合は参加に制約が生じるが、ウェブの場合は予算が不要。結果的に大人数が参加できる
- ・少人数での研修運営が可能

結果⑥ 実施者から見たウェブ研修のデメリット

- ・円滑な研修を実施するために、講師側の環境整備コストが高い
→安定した通信回線、ZOOM有料アカウント、グラフィックボードを搭載したPCやミキサーなどの機器が必要
- ・ウェブ環境での実施に慣れが必要
→講師が操作方法に習熟している必要があるほか、参加者も音声・映像トラブルが起きやすい
- ・講師から参加者の様子が見えづらい
→反応が観察できないため、研修内容の微調整が難しい
- ・ロールプレイなどの演習に工夫が必要
- ・ウェブ形式ではアンケート回答率が下がりやすい

考察①

- ・SAT-G研修は、ウェブ、対面式共に、SAT-G以外の研修と比較して有意に研修効果があり、ウェブ形式においても対面式と比較しての統計学的非劣性がある
- ・対面式の場合、各センターの予算の都合上経験の浅い参加者が集まりやすいが、ウェブの場合は予算上の制約がないため、比較的経験年数が長く、参加の優先順位の低い職員も復習的な意味合いで参加しているという参加者の属性の違いがある
- ・参加者の属性の差は、研修ごとに最適な参加者が受講していたと解釈することが可能であり、両研修形式が異なったニーズに対応していると考えられる

考察②

- ・ウェブ形式は時間的効率性、経済性に優れており、比較的大規模な研修が低コストで実施できるため、基本的な知識を広く普及することを目的とした研修において適したスタイルであると考えられる
- ・一方で、ロールプレイや参加者とのインタラクションを重視するスタイルの研修では影響を受けやすい可能性が示唆される

まとめ

- ・ウェブ形式の研修は、COVID-19を始めとした感染症流行時における代替的な研修の開催方法のみならず、独自の利点があり、研修参加者のニーズ、研修のゴールに即して最適な形が選択されることが望ましい
- ・ギャンプル障がいの相談・支援体制の構築は急務であり、定期的な異動の発生する公的相談機関では参加のハードルの低い研修が定期的に行われていることが極めて重要となる


本研究の限界

- 両研修形態ではそもそも研修参加者の属性に差があるため、非劣性解析は今後のRCTなどを通してより厳密に解析することが求められる
- PSM解析によって確認された平均因果効果4.09ptが臨床上的どのような意義を持つのかは明らかではない

薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究（Voice Bridges Project）への横浜市の協力について～薬物依存症者が健康で安心して地域で生活できるように～

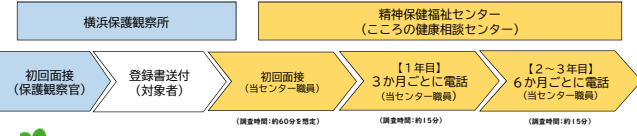
**薬物依存症者の地域支援に向けた
国立精神・神経医療研究センターの調査研究
（Voice Bridges Project）への横浜市の協力について**
～薬物依存症者が健康で安心して地域で生活できるように～

横浜市こころの健康相談センター
湯浅麻衣子 鈴木頼子 石田みどり
坪田美弥子 大森史子 片山宗紀
佐々木祐子 今野友香里 白川教人
令和3年12月




横浜市におけるVoice Bridges Project（声の架け橋プロジェクト）

■調査の流れ




■本市のVBP調査協力への目標

- 保護観察所と精神保健福祉センターが、十分に双方の役割を理解したうえで、VBP調査への協力を依頼できるような体制づくりを目指す。
- 本市では依存症や精神保健に関する支援について、区役所と精神保健福祉センター（こころの健康相談センター）で役割を分けている。そのため、外部からも使い分けしてもらえるような普及啓発・情報提供をする。



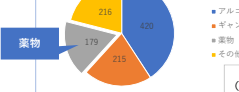
横浜市の薬物依存症者の特徴

- 十分な情報共有がなされないまま特定の地域・エリア（港湾労働者の街として発展を支援してきた地区）に転入してることが多々あること
- 知的・発達・精神疾患などの障害を併せ持つ
- 幼少期の問題・トラウマが認められる
- 医療的ケアと必要とする高齢者が多いこと
- クロスアディクション

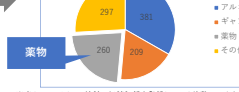


横浜市の依存症相談件数（うち薬物依存に関する相談）

○令和元年度 主たる依存対象（延べ件数）



○令和2年度 主たる依存対象（延べ件数）



※当センターとして、統計に相談記録を登録している件数のみカウントしています。


	案件数	平均年齢	男：女	覚せい剤	大麻	処方薬	その他	アルコール（重複）	ギャンブル（重複）
令和元年度									
コホート	n=11	45.8	10:1	7 (63.6)	2 (18.2)	0 (0.0)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
一般	n=72	36	25:47	25 (34.7)	15 (20.8)	30 (41.7)	23 (31.9)	14 (19.4)	5 (6.9)
令和2年度									
コホート	n=21	49.8	17:4	11 (52.4)	4 (19.0)	2 (9.5)	11 (52.4)	1 (4.8)	0 (0.0)
一般	n=78	37.1	24:54	29 (37.2)	16 (20.5)	29 (37.2)	18 (23.1)	10 (12.8)	3 (3.8)

横浜市のコホート調査の実施状況

年度	新規登録	保留（連絡中）	登録のみで終了	同意あり	
				うち継続	終了等
令和元年度（R1.7～R2.3）	12		2	8	2
令和2年度（R2.4～R3.3）	11		3	8	1
令和3年度（R3.4～R3.10）	3	1	3	1	3
合計（R3.10時点）	26	1	8	11	6

VBP調査研究に参加しての感想（印象的な出来事）

- 当事者との関わりにおける変化
- 薬物依存症者への理解の深まり
- 戸惑いや驚き
- 調査協力後の当事者の変化



VBP調査研究に参加しての感想(苦勞したところ)

- コホート調査と依存症相談で感じる相違点
- コロナ禍による面談等への影響
- 連絡が取れない調査協力者への追跡



VBP調査研究に参加したことによる変化

- 刑の一部執行猶予制度の意義と仕組みを理解する機会を得たこと
- 薬物依存症事例との関わりが増加したこと
- VBPが目指すところの理解と精神保健福祉センターとしての役割と認識が深まったこと
- 地域の支援機関等との連携強化につながったこと
(双方のプログラム見学、顔のみえる関係づくりの構築等)



保護観察所等との地域連携の変化・工夫

- リクルート率向上に向けての取り組み
- 家族への支援のつなぎ
- アセスメント等の技術支援



次年度以降の取組について

2022(令和4)年度の該当調査終了後には「Voice Bridges Project」の取り組みが、全国の精神保健福祉センター事業へと移行することが考えられています。

- 刑事施設の中での情報提供
- 保護観察所等との連携強化



【第 56 回 横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

精神保健福祉業務で活用できる医療的視点 ～精神科救急の現場で遭遇する事例をもとに～

吉田 純^{1,3} 白木 富幸^{1,3} 石山 沙絵³ 湯浅 麻衣子³ 梅津 愛里³ 山内 航²

¹横浜市健康福祉局障害福祉保健部 精神保健福祉課 救急医療係（保健師）

²横浜市健康福祉局障害福祉保健部 精神保健福祉課 救急医療係長（社会福祉職）

³横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター・精神保健福祉課 精神保健検討会

要約)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条における警察官通報は、精神障害による自傷・他害のおそれがある際の通報で精神科三次救急として機能している。この通報対応時に急激な精神症状の悪化の背景に身体疾患が影響していた事例に遭遇したことを契機として、被通報者が速やかに適切な医療を受けられることを目的に、保健師として身体疾患を疑う視点を整理し、身体疾患を疑った場合に確認する項目が分かるツールを作成、検証を行った。本ツールを活用することで救急要請を検討すべき症状や本人の治療歴、現在の症状を確認することとなり、精神科救急のルートに紛れ込む「身体疾患による精神症状」を疑う機会となった。身体科治療優先の判断や、病院移送の調整材料の 1 つとなった一方、本人の情報が乏しい状況下では確認ツールを活用しづらいという課題が挙げられた。本ツールを精神科救急業務に活用し、精神保健福祉業務に保健師の視点（医療的・予防的な視点）を入れた取り組みを続けていく。

【第 56 回 横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条通報における対象者の現状について (報告)

思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える

白木 富幸^{1,4} 吉田 純^{1,4} 片山 宗紀² 石山 沙絵⁴ 湯浅 麻衣子⁴ 梅津 愛里⁴ 小西 潤^{3,4}

¹ 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 精神保健福祉課 救急医療係 (保健師)

² 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター (心理)

³ 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター (医師)

⁴ 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター・精神保健福祉課 精神保健検討会

要約)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条における警察官通報 (以下、法 23 条通報) は精神障害による自傷・他害のおそれがある際の通報で、思春期青年期を含めた全年齢の精神科三次救急として機能している。今回、その現状把握のため、横浜市における過去 5 年間の法 23 条通報について分析した結果、思春期青年期の通報は増加傾向で、特に自傷による増加が目立った。15 - 17 歳では、不安障害や発達障害の診断が多く、精神科通院治療の中断から思春期特有の不安や本人の発達面、家族関係の影響が示唆された。15 歳未満では通院治療歴なしが多く、通報の原因を初回エピソードと考えると、法 23 条通報は精神科治療介入の機会と捉えられる。思春期青年期の精神科救急対応が増加しており、若年層の自殺者数増との整合性から本人及び家族や関係機関に対しての継続的な支援介入が重要である。

【第 173 回神奈川県精神医学会】

横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について

櫻井善啓, 小西潤, 山田康弘, 相澤香織, 白川教人 (横浜市こころの健康相談センター)

2001 年の附属池田小学校事件や 2016 年の相模原事件等の、精神科治療歴のある者によって起こされる犯罪により精神科医療が社会的に注目されてきており、精神保健福祉法第 23 条通報等（以下通報）の件数は近年増加し、今まで以上に措置入院が重要な役割を担うようになってきている。横浜市においても通報件数は増加している。措置入院者の中には、措置入院を繰り返す事例が一定数存在し、複数回通報者は病状が悪いこと等が想定されるが、その特徴は明らかになっていない。そこで、横浜市において、措置入院後に更に通報があった者（以下入院後通報あり）をなかった者（以下入院後通報なし）を比較し、その特徴を明らかにすることを目的とした。

【方法】

横浜市こころの健康相談センターの 2018 年度から 2020 年度の 3 年間ににおける通報 2728 件から入院後通報ありと入院後通報なしを抽出し、性別、年代、診断について比較した。

【結果】

性別については、入院後通報ありと入院後通報なしで有意な差はみられなかった。年代については、入院後通報ありにおいて 10 代、30 代の割合が高く（10 代： $p=0.01$ 、30 代： $p=0.01$ ）、60 代の割合が低かった（ $p=0.03$ ）。診断については、入院後通報ありにおいて F6 の割合が高く（ $p=0.01$ ）、F0、F3 の割合が低かった（F0： $p=0.02$ 、F3： $p=0.05$ ）。

【考察】

措置入院後に再び通報があるかどうかに関して、年代については 10 代 30 代は更に通報される可能性が高く、60 代は通報がある可能性が低いことが示唆された。診断については、F6 は措置入院後に更に通報される可能性が高く、F0、F3 は通報がある可能性が低いことが示唆された。年代や診断に応じて異なる支援が必要と考えられた。

横浜市こころの健康相談センター所報

第 20 号（令和 3 年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 4 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525